

公 共 埼 第 5 号
令和 6 年 4 月 1 日

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長
一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

あんま・マッサージ・鍼・灸・指圧割引施術券の交付について（通知）

組合員及び会員の元気回復と健康増進に資するため、令和6年度あんま・マッサージ・鍼・灸・指圧割引施術券（以下「割引施術券」という。）の交付を下記のとおり実施しますので、貴所属所職員への周知、希望の取りまとめ等につき御配慮くださるようお願いいたします。

記

1 昨年度からの変更点及び留意点について

●変更点 なし

★留意点

- ・1年度につき、1人1回2枚の交付となります。
- ・割引施術券の交付は、毎月15日締め、交付は毎月1回末日発送となります。
- ・1回の施術で最大2枚の利用が可能です。

1 割引施術券の申請について

(1) 申請方法

所属所で割引施術券の交付希望者を取りまとめ、下記の専用フォームより申請をお願い致します。

申請希望者とりまとめ用に、別添の「回覧用あんま・マッサージ・鍼・灸・指圧施術券交付希望用紙」をご活用ください。

1度に10名以上の申請を行う場合は、下記の専用フォームにエクセルファイル（別添「回覧用あんま・マッサージ・鍼・灸・指圧施術券交付希望用紙」）を添付して申請することもできます。

交付申請専用フォーム URL : <https://req.qubo.jp/gojo-saitama/form/iAnHnognp>

交付申請専用フォーム二次元コード→



(2) 申請期間

令和6年4月1日（月）から令和7年2月15日（土）まで
（申請は毎月15日締め、交付は毎月1回末日発送となります。）

2 割引施術券の交付について

(1) 交付対象者

公立学校共済組合埼玉支部の組合員（任意継続組合員を除く）及び
一般財団法人埼玉県教職員互助会の会員

(2) 交付枚数

申請者（組合員・会員）1人1回2枚を交付します。

(3) 交付時期

交付申請専用フォームからの申請受付を毎月15日締めとし、月1回末日に所属所へ発送いたします。

3 割引施術券の利用方法について

(1) 利用対象者

公立学校共済組合埼玉支部の組合員及びその被扶養者
一般財団法人埼玉県教職員互助会の会員及びその被扶養者
（利用時に組合員資格又は会員資格があること。）

(2) 利用方法

利用対象者は、共済組合、互助会の指定した施術院に割引施術券を提出して施術を受け、施術料金から割引施術券1枚につき1,000円（最大2枚 2,000円）を差し引いた金額を、施術院に支払うものとします。

(3) 利用枚数の制限

年度内の割引施術券の利用枚数は、組合員（会員）1人につき2枚を限度とします。施術1回につき、最大2枚までご利用可能です。

4 利用できる施術院について

割引施術券が利用できる施術院の詳細は、割引施術券にある二次元バーコードを読み取ってご覧くださいか、公立学校共済組合埼玉支部HP及び埼玉県教職員互助会HP内に掲載しております。施術院の情報に変更がある場合は、随時更新いたします。

公立学校共済組合埼玉支部HP

※トップページ→厚生サービスの手続き→厚生サービスを利用する
→リフレッシュするとき→あんま・マッサージ等施術費補助の
[「令和6年度団体指定施術院一覧」](#)をご覧ください。

なお、今年度契約団体は以下の4団体です。



- | | |
|---------------------|--------------------|
| ・公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会 | ・公益社団法人埼玉県鍼灸師会 |
| ・特定非営利活動法人埼玉県盲人福祉協会 | ・埼玉視覚障害者の生活と権利を守る会 |

5 割引施術券の有効期限

割引施術券到着後から令和7年3月15日（土）まで

6 その他

(1) 割引施術券の再発行はいたしません。

(2) 割引施術券を使用する際には、中段、太枠内に必要事項をすべて記入してください。

担当：教育局教育総務部福利課 厚生担当
電話：048-830-6703

あんま・マッサージ・鍼・灸・指圧割引施術券 交付希望用紙

あんま・マッサージ・鍼・灸・指圧割引施術券の交付希望者の取りまとめをいたします。
ご希望の方は、下記へ組合員番号と氏名をご記入ください。

No.	組合員証番号	氏名	No.	組合員証番号	氏名
1			21		
2			22		
3			23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

※福利課への申請の提出は、専用フォームからのみ受付けております。

※1回に10名以上申請する場合は、本様式に入力の上、フォームに添付して申請してください。